

岡山県の景観施策について

岡山県では、地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、快適で文化の薫り高い景観を創造するため、景観法、岡山県景観条例、「晴れの国おかやま景観計画」などに基づき、総合的な景観対策に取り組んでいる。

1 「岡山県景観条例」について

岡山県では、昭和 63 年 3 月に、都道府県では全国 4 番目に制定した岡山県景観条例に基づき、大規模行為の届出、景観モデル地区の指定、背景保全地区の指定、景観対策推進アドバイザーの設置などの景観形成施策に取り組んできた。

その後、平成 16 年 6 月に景観法が制定されたことを受けて、同法に基づく景観計画の策定や行為の規制等に関して必要な事項を定めるとともに、景観形成に必要な施策を推進することなどを目的として、平成 19 年 9 月に全面改正を行っている。

< 条例の内容 >

- 景観計画の策定手順（環境審議会の意見聴取）
- 行為の規制等（大規模行為の届出等）
- 景観形成施策（景観モデル地区・背景保全地区の指定、啓発・援助等）

2 「晴れの国おかやま景観計画」について

景観計画は、景観法において景観行政団体が定めることができるとされているものであり、本県においては、「景観像」を明確にするとともに、県民、事業者と行政が協働して「おかやまの景観づくり」に総合的・計画的に取り組む姿勢を示すことを目的とし、「晴れの国おかやま景観計画」として平成 19 年 9 月に策定しており、優れた景観を次の時代に引き継ぐための景観形成指針ともなるものである。

< 基本理念 >

私たちのふるさと岡山は、変化に富んだ美しい自然に恵まれるとともに、幾多の歴史的遺産や落ち着いた佇まいをみせる町並みなど、先人に育まれ引き継がれてきた、優れた景観を有しています。

美しく豊かな景観は、県民の共有財産であり、人間の働きかけにより良くも悪くもなるものです。県民一人一人が景観に対する関心と自覚を持って快適な生活環境の維持向上に取り組むことが最も重要です。

また、県及び市町村は行政としての責任を認識し、景観形成施策を積極的に推進し、県民や事業者と協働しながら、良好な景観の形成を図っていきます。

このように、県民、事業者、市町村、県が、それぞれの責務を担いながら、相互に連携を図り、「次世代につなぐ、快適で文化の薫り高い景観づくり」を進めていくこととします。

< 景観形成に関する基本方針 >

- 人間と自然の長い営みによりつくりあげられた景観を守り育てます。
- 地域の特性を生かした個性的な景観づくりを住民とともに進めます。
- 日常的な生活環境において、快適でうるおいのある景観づくりを進めます。

3 大規模行為の届出指導について

景観法、岡山県景観条例、「晴れの国おかやま景観計画」などに基づき、届出義務のある大規模行為に対する指導等を行っている。

(1) 大規模行為

景観計画区域（景観モデル地区を除く。）内で、届出義務のある大規模行為に対する指導等を行う。

＜大規模行為＞

- 建築物（高さ 13m又は建築面積 1,000 m²を超えるもの）
- 工作物（高さ 13m又は築造面積 1,000 m²を超えるもの）
- 屋外での土石等の堆積（高さ 5 m又は面積 1,000 m²を超えるもの）
- 土石・鉱物の採取等（面積 1,000 m²を超えるものなど）

(2) 背景保全地区

背景保全地区は、優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域であり、地区内での大規模行為（(1)に同じ。）について、必要に応じて事前指導を行う。

＜背景保全地区＞ 閑谷地区（備前市）

(3) 景観モデル地区

景観モデル地区は、県民に親しまれ、かつ、県民の誇りとなる景観を有する地域又は新たに優れた景観を創造すべき地域であり、届出義務のあるモデル地区内の大規模行為に対する指導等を行う。

＜景観モデル地区＞ 吉備高原都市（吉備中央町）、渋川・王子が岳（玉野市）

＜景観モデル地区内の大規模行為＞

- 建築物（高さ 5 m又は床面積 10 m²を超えるもの）
- 工作物（高さ 5 m又は築造面積 10 m²を超えるものなど）
- 木竹の伐採（高さ 10m又は伐採面積 500 m²を超えるもの）
- 屋外での土石等の堆積（高さ 1.5m又は面積 100 m²を超えるもの）
- 土石・鉱物の採取、水面の埋立等（面積 500 m²を超えるものなど）

【大規模行為等の届出件数（令和5年度）】

	大規模行為	背景保全地区	景観モデル地区
建 築 物	2 3	0	2 4
工 作 物	4 0	0	9
そ の 他	1	0	0
計	6 4	0	3 3

4 「晴れの国おかやま景観百選」について

県民の景観に対する意識を高めるとともに、良好な景観の形成を推進するため、平成21年4月、100箇所の景観を「晴れの国おかやま景観百選」として選定している。

審査は、応募件数 362 件について、専門家1名による予備審査（同一のもののまとめ）、専門家3名による採点審査を行った上で、環境審議会景観部会で選定している。

5 「おかやまの景観ポータルサイト」について

「おかやまの景観ポータルサイト」を開設し、景観形成に関する諸制度や、関係部所が保有している情報や、「晴れの国おかやま景観百選」の画像等を、見どころ、アクセス方法等とともに発信している。

6 景観行政団体について

景観行政団体とは、景観法に基づき景観行政を進める主体であり、都道府県、指定都市、中核市及び知事との協議を経た市町村である。

県としては、最も身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成が推進されるよう、景観行政団体となる市町村の拡大を目指している。

なお、県の景観計画の対象区域は、景観行政団体である市町村の区域を除いた区域であり、景観行政団体となった市町村は県の景観計画の区域から順次除外している。

○景観行政団体になるメリット

- ・地域の実情に応じた景観計画を策定して建築物の新築等に関する規制誘導を行うことができること。
- ・景観重要建造物・樹木や景観整備機構の指定、景観協定の認可など、独自の景観行政を進めることができること。

○県内の景観行政団体の状況

都道府県	指定都市	中核市	知事との協議を経た市町村
岡山県	岡山市	倉敷市	早島町 (H18. 3. 1)、新庄村 (H18. 3. 1) 瀬戸内市 (H20. 9. 1)、真庭市 (H22. 7. 1) 高梁市 (H25. 11. 1)、津山市 (H27. 7. 1) 奈義町 (R 2. 1. 1)

○景観行政団体の数(R5. 3 末現在)

	都道府県	市区町村				
		指定都市	中核市	左記以外の市区町村	計	(%)
全国	40	20	62	684	766 (1, 741)	44. 0
中国地方	4	2	6	44	52 (107)	48. 6
岡山県	1	1	1	7	9 (27)	33. 3

- (備考) ・ () : 市区町村の総数 (H28. 10 総務省統計局)
- ・ 静岡県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7県は、全市町村が景観行政団体に移行

○景観行政団体担当者会議

景観行政団体へ移行済みの市町村に対して、情報交換を目的に毎年担当者会議を開催している。

7 「景観行政セミナー（景観まちづくり研修会）」の開催について

県では、最も身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観やまちづくりに積極的に取り組むとともに、景観行政団体となる市町村の拡大を目指すことを目的として、市町村職員等を対象とした研修会を開催している。

<令和5年度開催>

- 1 日 時 令和5年10月18日（水）
- 2 場 所 ピュアリティまきび 3階「飛翔」
- 3 送付先 市町村及び県の景観関係担当者
- 4 概 要

景観行政セミナー

- ・ 国からの情報提供

景観まちづくりの推進に向けて

- ・ 事例紹介

高梁市「高梁市景観計画・景観条例施行後の景観まちづくりについて

8 景観行政団体移行促進（応援）事業について

景観、環境に関する意識の醸成、向上を図るため、住民、市町村職員を対象とした景観ワークショップを開催した。

<令和5年度開催>

- 1 日 時 令和5年11月23日（水、祝）
- 2 場 所 美作市湯郷地域交流センター、湯郷周辺のまち歩き
- 3 参加者 住民、学生、行政職員など 18人
- 4 委託先 一般社団法人岡山県建築士会
- 5 内 容 まち歩き景観調査、絵マップづくり、グループ討論

<令和6年度開催予定>

- 1 日 時 令和6年11月23日（土、祝）
- 2 場 所 産業振興ビル、玉野市宇野港周辺のまち歩き
- 3 参加者 住民、学生、観光関係者、行政職員など
- 4 委託先 一般社団法人岡山県建築士会
- 5 内 容 まち歩き景観調査、絵マップづくり、グループ討論

9 景観アドバイザーについて

景観アドバイザーは、岡山県景観条例に基づく大規模行為の届出等に対する指導等を行うに当たり、専門的見地からの意見を徴するために設置しているもので、様々な分野の専門的知識や経験を有する者に任期2年で委嘱している。